

質問事項に対する回答書

工事名： 築第 54 号 愛媛県予備消防指令センター整備工事

No.	質 問 事 項	回 答
1	【対象項目】 入札公告 2 一般競争入札参加者の資格について (1) オ(実績要件) 【質問・要望内容】本案件の入札参加資格におきまして、元請施工実績の対象期間が「過去 10 年以内」と指定されております。一方で、本事業の関連工事である「築第 50 号 新居浜市南消防署及び消防指令センター新築建築主体工事」におきましては、実績対象期間が「過去 15 年以内」と設定されております。一般に、高機能消防指令システム等の整備工事は、高度な専門性と特殊性を有する通信・電子等の専門工事であり、施工対応可能な事業者が極めて限定されることから、より広い競争性を担保することが事業の円滑な推進に資するものと存じます。さらに、これら設備の全国的な更新周期は一般的に「10 年～15 年」となっております。この実態がある中で、対象期間を「過去 10 年以内」に制限した場合、前回の整備事業で確かな実績を培った事業者が参加できず、四国内において十分な競争原理が働かない懸念がございます。同一の整備プロジェクトにおいて、建築主体工事で 15 年の実績期間が設定されているにもかかわらず、本通信工事において「過去 10 年間」と厳格に制限されている理由をご教示いただけますでしょうか。つきましては、適切な競争環境の確保および入札参加機会の公平性の観点から、本案件における施工実績の対象期間につきましても、関連する築第 50 号との整合を図り、「過去 15 年以内」へと条件を緩和(見直し)いただくことは可能でしょうか。貴重な入札機会における公平な競争性確保のため、何卒前向きなご検討を賜りますようお願い申し上げます。	本案件の入札条件につきましては、平成29年度に入札公告を行いました「築第 7 1 号 高機能消防通信指令システム整備工事」の入札公告を参考にしております。 その際の施工実績は「過去 5 年以内に～～～代表者に限る。」でしたが、本案件は「築第 7 1 号」よりも大規模な工事であることから、施工実績の対象期間を「過去 5 年以内」から「過去 10 年以内」に緩和させていただいております。 また、関連工事である「築第 5 1 号 新居浜市南消防署及び消防指令センター新築電気設備工事」につきましても施工実績の対象範囲を「過去 10 年以内」とさせていただいているように、工事の種別、規模等に応じて対象範囲は異なる場合があります。本案件の条件の見直しは行わない旨、ご理解ください。